

モデル取引・契約書(追補版)－修正履歴

No.	修正日	修正箇所			修正前	修正後
		編	ページ	箇所		
1	2008年5月11日	重要事項説明書	9	重要事項説明書C (2)具体的作業内容 「作業項目」の「パッケージ候補のシステム要件評価」	パッケージ候補のシステム要件評価	パッケージ候補のシステム要件評価(移行要件を含みます。)
2	2010年10月25日	重要事項説明書	18	重要事項説明書E 「6.本件ソフトウェアについての瑕疵担保」	3)第1項の規定は、瑕疵がユーザの提供した資料等又はユーザの与えた指示によって生じたときは適用しません。但し、ユーザがその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りではありません。	3)第1項の規定は、瑕疵がユーザの提供した資料等又はユーザの与えた指示によって生じたときは適用しません。但し、ベンダがその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りではありません。
3	2010年10月25日	重要事項説明書	18	重要事項説明書E 「10.知的財産権侵害の責任」	1) 第4条及び第5条が適用されることを前提に、ユーザが本件ソフトウェアに関し第三者から著作権、特許権その他の産業財産権(以下、本条においてあわせて「知的財産権」といいます。)の侵害の申立てを受けた場合、ベンダは、システム基本契約書第10条の規定にかかわらず、当該申立てに関してユーザが第2項の措置をとった上で確定した判決又はベンダの同意のもとになされた和解によってユーザが支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担するものとします。但し、第三者からの申立てがユーザの帰責事由による場合、本件パッケージの固有の瑕疵による場合、本契約に優先する他の契約の対象となる機器等を原因とする場合はこの限りではなく、ベンダは一切責任を負わないものとします。	1) 第8条及び第9条が適用されることを前提に、ユーザが本件ソフトウェアに関し第三者から著作権、特許権その他の産業財産権(以下、本条においてあわせて「知的財産権」といいます。)の侵害の申立てを受けた場合、ベンダは、システム基本契約書第10条の規定にかかわらず、当該申立てに関してユーザが第2項の措置をとった上で確定した判決又はベンダの同意のもとになされた和解によってユーザが支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担するものとします。但し、第三者からの申立てがユーザの帰責事由による場合、本件パッケージの固有の瑕疵による場合、本契約に優先する他の契約の対象となる機器等を原因とする場合はこの限りではなく、ベンダは一切責任を負わないものとします。
4	2010年10月25日	重要事項説明書	22	重要事項説明書F 「6.本件ソフトウェアについての瑕疵担保」	3)第1項の規定は、瑕疵がユーザの提供した資料等又はユーザの与えた指示によって生じたときは適用しません。但し、ユーザがその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りではありません。	3)第1項の規定は、瑕疵がユーザの提供した資料等又はユーザの与えた指示によって生じたときは適用しません。但し、ベンダがその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りではありません。
5	2010年10月25日	重要事項説明書	22	重要事項説明書F 「10.知的財産権侵害の責任」	1) 第4条及び第5条が適用されることを前提に、ユーザが本件ソフトウェアに関し第三者から著作権、特許権その他の産業財産権(以下、本条においてあわせて「知的財産権」といいます。)の侵害の申立てを受けた場合、ベンダは、システム基本契約書第10条の規定にかかわらず、当該申立てに関してユーザが第2項の措置をとった上で確定した判決又はベンダの同意のもとになされた和解によってユーザが支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担するものとします。但し、第三者からの申立てがユーザの帰責事由による場合、本件パッケージの固有の瑕疵による場合、本契約に優先する他の契約の対象となる機器等を原因とする場合はこの限りではなく、ベンダは一切責任を負わないものとします。	1) 第8条及び第9条が適用されることを前提に、ユーザが本件ソフトウェアに関し第三者から著作権、特許権その他の産業財産権(以下、本条においてあわせて「知的財産権」といいます。)の侵害の申立てを受けた場合、ベンダは、システム基本契約書第10条の規定にかかわらず、当該申立てに関してユーザが第2項の措置をとった上で確定した判決又はベンダの同意のもとになされた和解によってユーザが支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担するものとします。但し、第三者からの申立てがユーザの帰責事由による場合、本件パッケージの固有の瑕疵による場合、本契約に優先する他の契約の対象となる機器等を原因とする場合はこの限りではなく、ベンダは一切責任を負わないものとします。
6	2010年10月28日	本編	42	パッケージソフトウェア利用コンピュータシステム構築委託モデル契約書 (システム基本契約書)	(本契約の構造) 第1条 本契約は、システム基本契約書及び以下の業務のうち左欄に☑が記された業務(以下「本件業務」という。)に関する各個別契約書によって構成される。 A 要件定義支援及びパッケージソフトウェア要件定義支援業務契約(カスタマイズモデル)	(本契約の構造) 第1条 本契約は、システム基本契約書及び以下の業務のうち左欄に☑が記された業務(以下「本件業務」という。)に関する各個別契約書によって構成される。 A 要件定義支援及びパッケージソフトウェア候補選定支援業務契約(カスタマイズモデル)
7	2011年2月22日	本編	53	パッケージソフトウェア利用コンピュータシステム構築委託モデル契約書 (システム基本契約書)	第1項は、取引上の重大な事由について、無催告解除事由として規定する。 第2項は、個別の契約違反の催告解除について定める。 第3項は、期限の利益喪失に関する特約である。民法にも期限の利益の喪失自由(民法第137条)が規定されているが、その他の信用不安事由等も加えたものである。事由の軽重により、当然に期限の利益を喪失する第1項所定の場合と解除により期限の利益を喪失する第2項の場合とに分けた。	第1項は、取引上の重大な事由について、無催告解除事由として規定する。 第2項は、個別の契約違反の催告解除について定める。 第3項は、期限の利益喪失に関する特約である。民法にも期限の利益の喪失事由(民法第137条)が規定されているが、その他の信用不安事由等も加えたものである。事由の軽重により、当然に期限の利益を喪失する第1項所定の場合と解除により期限の利益を喪失する第2項の場合とに分けた。